

○ 韮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給及び保証料助成要綱
令和2年6月1日告示第73号

韮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給及び保証料助成要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症に起因して経営に影響を受けた中小企業者等が、経営安定のために資金の融資を受けた場合における利子の補給及び資金を借り入れる際に支払う信用保証料（以下「保証料」という。）の助成について、予算の範囲内において行うことに関し韮崎市補助金等交付規則（昭和63年12月韮崎市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者のうち、本市に店舗、工場又は事業所を有し、事業を行うものをいう。

(助成対象者)

第3条 利子補給及び保証料の助成を受けることができる中小企業者等は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に起因して設けられた国及び山梨県の融資制度を活用して融資を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 助成金の申請日以前に本市において継続して1年以上店舗、工場又は事業所を有している法人で、融資の償還期間中に本市で事業を継続しようとするもの
 - イ 助成金の申請日以前に本市において継続して1年以上住所を有している個人事業主で、融資の償還期間中に本市で事業を継続しようとするもの
- (2) 本市の納付すべき市税等を滞納していない者又は本市と分割納付に係る誓約を結び誠実に履行している者
- (3) 第6条に規定する申請に係る融資について、韮崎市小規模商工業者事業資金利子補給及び保証料助成交付要綱に規定する利子補給金の交付を受けていない者

(利子補給金)

第4条 利子補給金の額は、対象期間において算出した支払済みの利子（ただし、延滞に係る利子を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同一の法人又は個人事業主に対する利子補給金の額は、50万円を限度とする。

2 前項の対象期間は、約定利子を支払った最初の日の属する月から1年以内とする。

(保証料の助成金)

第5条 保証料の助成の額は、新型コロナウイルス感染症に起因して受けた融資に対して支払う保証料とする。ただし、同一の法人又は個人事業主に対して、50万円を限度とする。

2 保証料を分割して支払う場合は、初回に支払った額のみを対象とする。

3 保証料の助成は、令和2年3月2日以後に受けた融資の保証料について適用する。

(利子補給金及び保証料の助成金の交付申請)

第6条 利子補給金及び保証料の助成金の交付を受けようとする者は、韮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、融資を受けた日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

- (2) 融資金融機関が発行する金銭消費貸借契約証書又は融資計算書等で融資内容が分かる書類の写し
- (3) 本市に納付すべき市税等を滞納していないことを明らかにする書類又は本市に提出した納税誓約書の写し
- (4) 利子補給にあつては、融資金融機関が発行する支払額明細書の写し
- (5) 保証料の助成にあつては、信用保証協会の発行する信用保証決定の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、韮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料助成金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(利子補給金及び保証料の助成金の請求並びに交付)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号に掲げる利子及び保証料の支払うべき期間に応じて、それぞれ当該各号に定める日までに、韮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料助成金交付請求書（第3号様式）に利子及び保証料の支払を証する書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 4月1日から9月30日までの間 10月10日まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日までの間 4月10日まで

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に利子補給金及び保証料の助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、利子補給金及び保証料の助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その交付の決定を取り消し、既に交付した利子補給金及び保証料の助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段による申請をしたとき。
- (3) 約定どおりの元金の返済及び利子を支払っていないとき。
- (4) 当該融資による借入金が申込みどおりの用途に使われていないとき。
- (5) 資金の繰上償還等により、保証料に返戻金が生じたとき。

2 前項に規定する助成金の交付の決定の取消しは、韮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、必要があると認められた場合は、利子補給金及び保証料の助成金の交付を受けた者に貸し付け状況の報告について協力を求め、その内容を調査することができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

(施行日前の利子補給金及び保証料の助成金の交付申請の特例)

2 令和2年3月2日からこの告示の施行の日前までの利子補給金及び保証料の助成金の交付申請については、第6条第1項中「融資を受けた日」とあるのは、「この告示の施行の日」

と読み替えるものとする。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

4 この告示の失効の時に現に第8条に規定する利子補給金及び保証料の助成金の交付決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 葦崎市長

申請者 所在
名称
代表者 印

葦崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料助成金交付申請書

葦崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給及び保証料助成要綱第6条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

助成金交付申請額				円
支援策名				
融資金額				円
融資決定年月日	年	月	日	
融資期間	年	月	日～	年 月 日
補給対象利子額	円	利子補給額		円
保証料額	円	保証料助成額		円

注1 利子補給率は50パーセント（延滞等に係るものは含まない）で、限度額は50万円

2 保証料助成率は50パーセント、限度額は50万円

○添付書類

- 1) 法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- 2) 融資緊急機関が発行する金銭消費貸借契約書又は融資計算書等で融資内容が分かる書類の写し
- 3) 本市に納付すべき市税等を滞納していないことを明らかにする書類又は本市に提出した納税誓約書の写し
- 4) 利子補給にあっては、融資金融機関の発行する支払額明細書の写し
- 5) 保証料の助成にあっては、信用保証協会の発行する信用保証決定の写し

【同意書】

葦崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料の助成金の資格要件を確認するため、私の市税等（葦崎市税及び葦崎市税外収入）に係る納付情報を照会することを同意します。

申請者 印

第2号様式（第7条関係）

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

蕪崎市長



蕪崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料助成金
交付・不交付決定通知書

蕪崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給及び保証料助成要綱第7条
の規定により、次のとおり決定したので通知します。

交 付

・ 利子補給額 円

・ 保証料助成額 円

不交付
(理由)

第3号様式（第8条関係）

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 蕪崎市長

申請者

住所

氏名

㊞

蕪崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号にて決定通知のあったことについて、蕪崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給及び保証料助成要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 利子補給金の請求額

期間	支払利子額	利子補給金（50%）
年 月分 ～ 年 月分	円	円

2 保証料助成金の請求額

	年 月	利子補給金（50%）
支払保証料	円	円

3 振込口座

金融機関		支店名	
預金種目	当 座 ・ 普 通 ・ その他		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

4 添付書類

支払を証する書類又はその写し

第4号様式（第9条関係）

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

蕪崎市長



蕪崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策融資に係る利子補給金及び保証料助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定したことについて、次のとおりその決定を取り消したので蕪崎市新型コロナウイルス感染症対策緊急融資に係る利子補給及び保証料助成交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

利子補給金の決定額	
保証料助成金の決定額	
交付決定取消理由	
交付済みの利子補給金（保証料助成金）の取扱い	